

いつでもご相談ください！

被災中小企業者支援施策ガイドブック

— 東北地方太平洋沖地震災害等 —

第4版（平成23年3月30日現在）



習志野商工会議所

東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口

電話：047-452-6700

URL：<http://www.narashino-cci.or.jp>

- 目 次 -

● 被災中小企業者支援施策ガイドブック - 東北地方太平洋沖地震等 -

1. 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
 2. セーフティネット資金（千葉県中小企業向け融資）・・・・・・・・ P. 2
 3. 経営安定化資金（習志野市中小企業資金融資制度）・・・・・・・・ P. 3
 4. 経営安定関連保証「全国緊急」（千葉県信用保証協会付融資）・・・ P. 4
 5. その他の金融支援施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
 - ・被災中小企業者の既往債務の負担軽減／マル経融資（経営改善貸付）
 - ・セーフティネット貸付（経営環境変化資金）／セーフティネット保証（5号）
- <参考資料>
- ・習志野市におけるセーフティネット保証（5号）「認定申請書」手続き
 - ・習志野市における「罹災証明申請」手続き
6. 中小企業緊急雇用安定助成金（厚生労働省）・・・・・・・・ P. 10
 7. その他の支援施策（中小企業基盤整備機構）・・・・・・・・ P. 12
 - ・小規模企業共済／倒産防止共済制度

● 地震災害に係る相談窓口一覧

東北地方太平洋沖地震災害におきまして、犠牲になられた方々のご遺族に深く哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りいたすとともに、被災された地域の方々に心からお見舞い申しあげます。一日も早く復興されますよう、心からお祈り申しあげます。

このたびの地震災害の影響により、全国規模で甚大な被害が多数発生しており、今後、一層、被災中小企業者等を中心に経営環境が厳しくなることが予想されます。

習志野商工会議所では、「緊急特別相談窓口」を設置するとともに企業の皆様にご活用いただくための「被災中小企業者支援施策ガイドブック - 東北地方太平洋沖地震等 -」を作成いたしましたのでご活用ください。

日本政策金融公庫（国民生活/中小企業事業）

『 災害復旧貸付制度 』

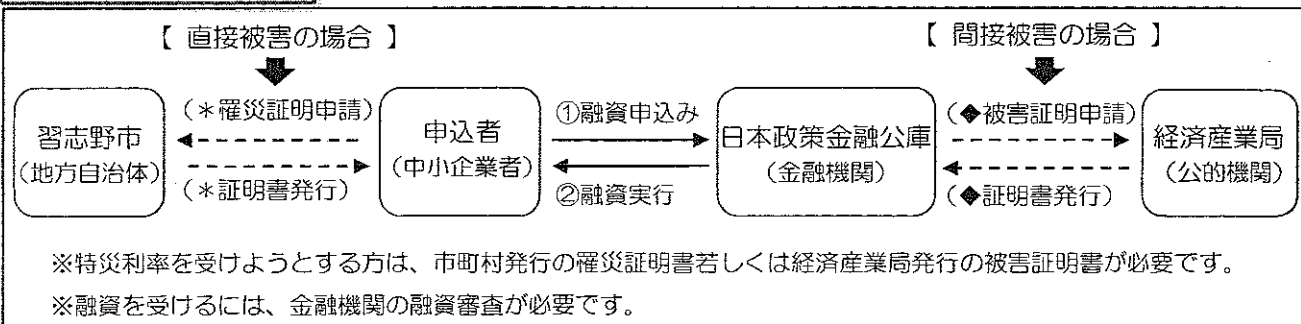
☆☆☆ 災害復旧貸付制度の概要 ☆☆☆

日本政策金融公庫では、3月11日付けで、このたびの東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた中小企業者等を対象とした「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。

●ご利用条件

対象者	今回の地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水、その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方（直接被害者） ② ①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより間接的に被害を受けた方（間接被害者）
資金のお使いみち	被災で生じた損害を復旧するために必要な運転資金及び設備資金
ご融資額 （限度額の特例）	【日本公庫(中小企業事業)】 別枠1億5,000万円 【日本公庫(国民生活事業)】 各貸付制度ごとの融資限度額に3,000万円加えた額
ご融資額 （据置期間）	普通貸付：10年以内（うち据置期間2年以内） 普通貸付以外：各融資制度に定められたご返済期間・据置期間
利率（年利・%） （平成23年 3月14日現在）	① 罹災証明書等を受けた直接被害者及び間接被害者は、融資後3年間基準利率から0.9%を基本として引下げ（特災利率）（※） ・国民生活事業：1.35% ・中小企業事業：0.85% （※）特災利率の適用限度額は、1,000万円となります ② ①以外の間接被害者（各融資制度に定められた利率）
担保、保証条件	被災状況に応じ弾力的に対応

●融資手続き



●お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505
(株)日本政策金融公庫船橋支店 電話：047-433-8252

千葉県中小企業向け融資（市町村認定・災害緊急対策）

『セーフティネット資金』

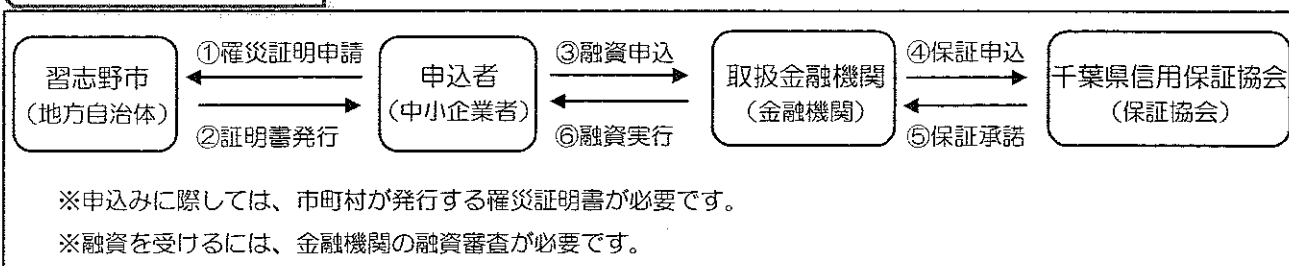
☆☆☆ セーフティネット資金（市町村認定・災害緊急対策）の概要 ☆☆☆

千葉県では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が激甚災害に指定されたことから、直接被害を受けた事業所や設備等の復旧に必要な資金については、県制度融資におけるセーフティネット資金（市町村認定・災害緊急対策）の利用が可能となっています。

●ご利用条件

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 千葉県内に事業所を有する、中小企業者等（保証対象業種） ② 東北地方太平洋沖地震を受けて直接被害を受けた者 ※間接被害を受けた者は災害関係保証の対象外
資金のお使いみち	事業再建に必要な資金（運転資金を含む）
ご融資額	1 中小企業者等 8,000万円以内
ご融資期間 （据置期間）	設備資金：10年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内）
利率（年利％） （平成23年3月14日現在）	3年以下 1.5％ 3年超～5年以下 1.7％ 5年超～7年以下 1.9％ 7年超～10年 2.1％
保証	災害関係保証（100％保証）（H23.3.14～H23.9.11）
保証料	年0.65％
利子補給	年1.15％（補給期間：最長5年）
連帯保証人	法人代表者以外原則不要
担保	金融機関又は信用保証協会所定

●融資手続き



●お問い合わせ先：千葉県商工労働部経営支援課 電話：043-223-2707

習志野市中小企業資金融資制度

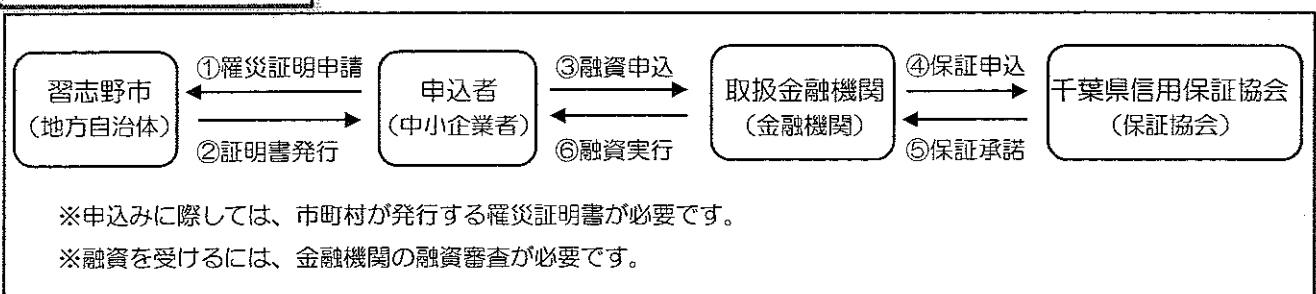
『 経営安定化資金 』

☆☆☆ 経営安定化資金の概要 ☆☆☆

●ご利用条件

対象者	東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次に該当する方 ① 市内に事業所を有する中小企業者（法人の場合は法人登記、個人の場合は習志野市に住所を有していること） ② 市内で継続して1年以上同一の事業を営み、市税を完納していること ③ 保証協会の保証対象業種であること ④ 災害等により事業活動に著しい支障が生じているもので次のいずれかに該当する者 ア. 建物、設備、商品等に被害を受け、復旧を必要とするもの イ. 災害などが発生した月の翌月の売上高が前年同月の売上高と比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期の売上高と比べて20%以上減少することが見込まれること
資金のお使いみち	事業再建に必要な資金
ご融資額	1 中小企業者等 1,000万円以内
ご融資期間 (据置期間)	設備資金：10年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）
利率（年利 %）	1年以内 2.25% （*利子補給率：2.15%） 1年超 ～ 3年以内 2.65% （* " : 2.55%） 3年超 ～ 5年以内 2.80% （* " : 2.70%） 5年超 ～ 7年以内 3.15% （* " : 3.00%） 7年超 ～10年以内 3.25% （* " : 3.00%）
信用保証料率	責任共有制度対象外（0.5% ～ 2.2%）
連帯保証人及び担保	個人（連帯保証人不要）・法人（代表者保証）/担保は状況に応じて

●融資手続き



●お問い合わせ先：習志野市市民経済部商工振興課 電話：047-451-7755（直通）

千葉県信用保証協会付融資（民間金融機関）

『 経営安定関連保証（災害関係保証） 』

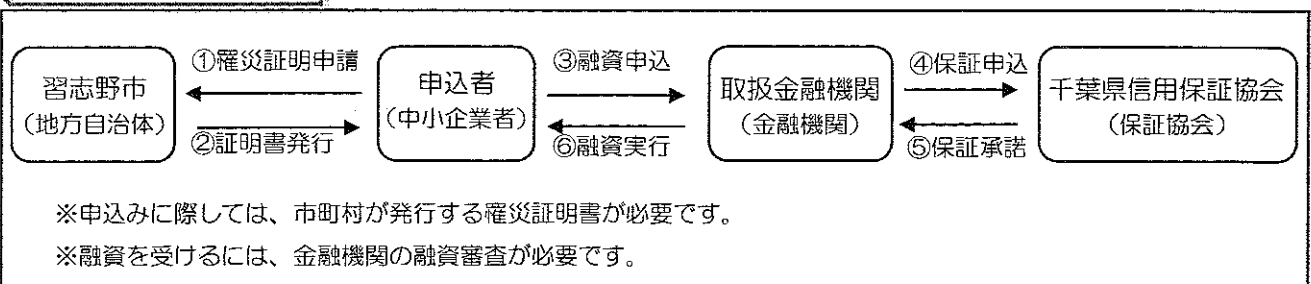
☆☆☆ 経営安定関連保証（災害関係保証）の概要 ☆☆☆

千葉県信用保証協会では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が激甚災害に指定されたことから、市町村長から罹災証明を受けた中小企業者に対し、経営安定関連保証（災害関係保証）の申込みを受け付けています。

●ご利用条件

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により直接的に被害を受けた方で、以下の①及び②の要件を満たす中小企業者 ① 被災地域内に事業所を有する者 ② 激甚災害により事業所・工場等が直接被害を受けた者 ※以上の要件を満たす場合、被災中小企業者の申請により市町村長から罹災証明書が発行されます ※本店所在地が習志野市の企業で、被災地にある工場等で直接的な被害を受けた場合には、千葉県信用保証協会を利用することも可能
資金のお使いみち	事業の再建に必要な資金
保証限度額	2億8千万円（うち無担保8千万円）
ご融資期間（据置期間）	設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）
利率（年利 %）	金融機関所定
保証料率	0.70%（一定料率）
責任共有	責任共有対象外（100%保証）
保証人及び担保	個人（不要）・法人（代表者保証）/担保は状況に応じて
取扱期間	平成23年3月11日～平成23年9月11日 ※貸付始期が上記期間内に収まる必要があります
添付書類	市町村長が発行した罹災証明書を添付

●融資手続き



●お問い合わせ先：千葉県信用保証協会（本店） 電話：043-221-8111

『その他の金融支援施策』

☆☆☆ 被災中小企業者の既往債務の負担軽減（日本公庫・商工中金・保証協会） ☆☆☆

東北地方太平洋沖地震による災害により被災した中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、返済猶予など既往債務の条件変更に柔軟に対応します。特に、被災後は、返済期日が到来していても、返済猶予の申込すら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申し込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します（日本公庫、商工中金）。また、被災中小企業者の実情に応じて、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、柔軟な条件変更を行います。（中小企業庁金融課より）

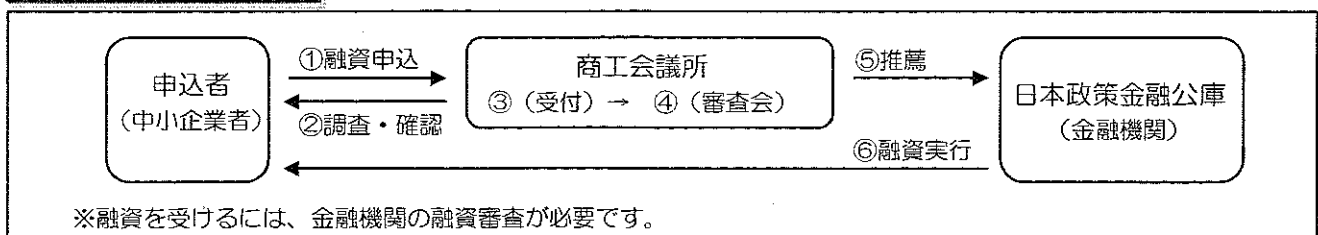
☆☆☆ マル経融資（経営改善貸付） ☆☆☆

マル経融資は、小規模企業の方が、商工会議所等の経営指導を経て、経営の安定・改善に必要な資金を「無担保・無保証・低利」で利用できる、国（日本政策金融公庫）の制度融資です。

●ご利用条件

対象者	次のすべての事項に該当する方 ① 習志野商工会議所地区内で同一事業を1年以上営んでおり、商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方 ② 従業員が20人以下の製造業・建設業、5人以下の商業・サービス業 ③ 所得の申告をしており、納付すべき税金を完納している方
資金のお使いみち	事業資金
ご融資額	1 中小企業者等 1,500万円以内
ご融資期間 (据置期間)	設備資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内）
利率（年利 %） (平成23年3月14日現在)	1.95%（固定金利）
連帯保証人及び担保	なし

●融資手続き



●お問い合わせ先：習志野商工会議所 中小企業支援室

電話：047-452-6700

☆☆☆ セーフティネット貸付（経営環境変化資金） ☆☆☆

日本政策金融公庫（国民生活事業／中小企業事業）が、社会的・経済的な環境変化等を要因として一時的に業況の悪化を来している事業者の方々を対象として行う融資制度です。

●ご利用条件

対象者	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等（※詳細については事前にご確認ください）
ご融資額	（国民生活事業）4,800万円以内 （中小企業事業）7億2千万円以内
ご融資期間 （据置期間）	設備資金：15年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金：8年以内（うち据置期間3年以内）
利率（年利％） （平成23年3月14日現在）	基準金利（5年以内の場合） （国民生活事業）1.75％ （中小企業事業）2.25％

●お問い合わせ先：㈱日本政策金融公庫相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505

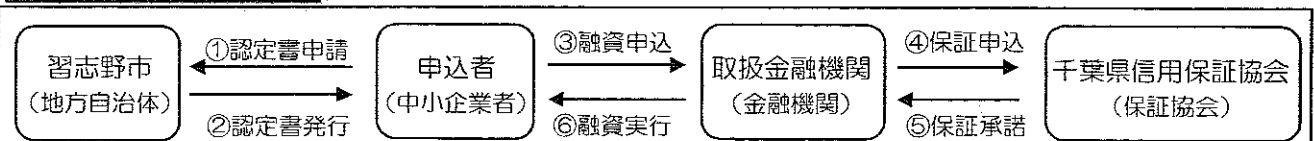
☆☆☆ セーフティネット保証（5号認定） ☆☆☆

本制度は、業況が悪化している中小企業者の方々を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証する融資制度です。

●ご利用条件

対象者	指定された業種に属し、売上高の減少等について、市区町村の認定を受けた中小企業者（※詳細については事前にご確認ください）
保証限度額	2億8千万円以内（うち無担保8千万円） ※一般保証と別枠、災害関係保証と同枠
ご融資期間 （据置期間）	設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）
利率（年利％）	金融機関所定
保証料率	0.70％（一定料率） ※責任共有対象外（100％保証）
添付書類	市町村が発行した認定書

●融資手続き



※申込みに際しては、市町村が発行する認定書が必要です。

※融資を受けるには、金融機関の融資審査が必要です。

●お問い合わせ先：千葉県信用保証協会（本店） 電話：043-221-8111

<参考資料-1>

習志野市におけるセーフティネット保証（5号） 「認定申請書」(注) 手続きについて

【必要書類】

1. 認定申請書：2通（※様式ダウンロード可）
2. 直近の決算書（個人は確定申告書）の写し：1通
3. 商業登記簿謄本の写し（3か月以内のもの）：1通
4. 許認可証の写し（許認可の必要な業種の場合）：1通
5. 委任状（金融機関が代理申請する場合）：1通

【その他添付書類】 業況を証明する所定様式（※様式ダウンロード可）

●お問い合わせ先：習志野市市民経済部商工振興課 電話：047-451-7755

【認定申請書／様式5号-（イ）】（※参考）

中小企業信用保険法第2条第4項 第5号の規定による認定申請書（イ）	
平成 年 月 日	
習志野市長 荒木 勇 あて	
申 請 者	
住 所	_____
名称及び代表者氏名	_____ 印
私は、_____業を営んでいるが、下記のとおり、_____が生じている (注)	
ため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。	
記	
売上高等	
$\frac{B-A}{B} \times 100$ 減少率 _____ %
A：申込時点における最近3か月間の月平均売上額等.....	_____ 円
B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等.....	_____ 円

(注)： _____には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項) ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

<参考資料-2>

習志野市における「東北地方太平洋沖地震」に関する
「罹災証明申請」(注) 手続きについて

【必要書類】

1. 罹災申請書：2枚～（必要枚数のほか、市の控え1枚）

（注）罹災申請書には、実印または代表者印を押印

2. 申請書と罹災対象物との関係を証明するもの：1部

（例）商業登記簿謄本の写し、車検証の写し、契約書の写し 等

3. 被害状況を証明できるもの：1部

（例）被害状況写真（被害を受けた対象物の「全体」及び「細部」）

商品などが被害を受けた場合は、自社商品であることを確認できるもの

4. その他、市長が必要と認めるもの

5. 委任状（金融機関が代理申請する場合）：1通

（注）当該「罹災証明書」は中小企業資金融資等に係るものであり、それ以外の用途に使用することはできません。

●お問い合わせ先：習志野市市民経済部商工振興課 電話：047-451-7755

【記入例】

別記様式

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
中小企業資金融資等における罹災申請書

平成23年3月11日

習志野市長 荒木 勇 あて

申請者
住所 習志野市鷺沼1-1-1
名称及び代表者指名 (株)習志野太郎
(代)習志野次郎

1	災 害 名	東北地方太平洋沖地震
2	災 害 を 受 け た 日	平成23年 3月11日
3	使 用 目 的	中小企業資金融資のため (1) 災害復旧貸付 (日本政策金融公庫) (2) 危機対応業務 (株式会社商工組合中央金庫) (3) 災害関係保証 (信用保証協会) (4) 経営安定化資金 (習志野市) (5) その他
4	申 請 者 と 罹 災 対 象 者 と の 関 係	例1：申請者所有 例2：申請者管理
5	罹災内容	被害者対物 例1：事務所 例2：倉庫
	被害状況	○家屋等 損傷、流失、床下浸水 等 ○その他事業用資産（商品含む） 上記に加え、転落、落下、水没、倒壊等による破損

習志野市指令商振第 号
平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

習志野市長 荒木 勇

申請日を記入

1. 法人の場合
法人名・代表者氏名
2. 個人事業主の場合
氏名を記入

※網掛部分は記入しない

※申請者所有・申請者管理であることを証明できるものを添付して下さい。

※被災状況の分かる写真等を添付して下さい。

※網掛部分は記入しない

(注意) この証明は、固定資産の減免等に必要「罹災証明書」とは異なります。

別記様式

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
 中小企業資金融資等における罹災申請書

平成 年 月 日

習志野市長 荒木 勇 あて

申請者

住所

名称及び代表者氏名

1	災 害 名	東北地方太平洋沖地震
2	災 害 を 受 け た 日	平成23年 3月11日
3	使 用 目 的	中小企業資金融資のため (1) 災害復旧貸付(日本政策金融公庫) (2) 危機対応業務(株式会社商工組合中央金庫) (3) 災害関係保証(信用保証協会) (4) 経営安定化資金(習志野市) (5) その他
4	申 請 者 と 罹 災 対 象 物 と の 関 係	
5	罹 災 内 容	
	被 害 対 象 物	
	被 害 状 況	
<p style="text-align: right;">習志野市指令商振第 号 平成 年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">習志野市長 荒木 勇 印</p>		

(注意) この証明は、固定資産の減免等に必要な「罹災証明書」とは異なります。

厚生労働省（雇用を維持する場合の支援）

『中小企業緊急雇用安定助成金』

中小企業緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金を含む）がこのたびの東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができるようになりました。

※中小企業緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、その休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則 8 割）を助成する制度です。

（具体的な活用事例）

- 計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合。
※既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。
- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、整備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。



中小企業緊急雇用安定助成金

【主な受給要件】

- （1）雇用保険の適用事業主であること
- （2）次のいずれかの生産量要件を満たす事業主

- Ⅰ. 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、その直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - Ⅱ. 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限ります。）
 - Ⅲ. 円高の影響により生産量、売上高などの回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限ります。）
- (3) 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。（平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）
- (4) 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。

【受給額】

休業	休業手当相当額の4/5（上限あり）※1※2 支給限度日数：3年間で300日（休業及び教育訓練）※3
教育 訓練	賃金相当額の4/5（上限あり）※1※2 上記の金額に1人1日6,000円を加算
出向	出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）※1※2

※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（4/5 → 9/10）しています。

※2 障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ（4/5 → 9/10）しています。

※3 残日数の計算は次のとおりです。

$$\text{前回までの残日数} = \frac{\text{判定基礎期間に実施した休業（教育訓練）の延日}}{\text{判定基礎期間末日の対象被保険者数}}$$

※4 中小企業緊急雇用安定化助成金の対象期間は1年であり1年ごとに受給要件の確認が必要です。

●お問い合わせ先：最寄りのハローワーク

[ハローワーク船橋] 船橋市湊町 2-10-17 電話：047-431-8287

[ハローワーク千葉] 千葉市美浜区幸町 1-1-3 電話：043-242-1181

その他の支援施策（中小企業基盤整備機構）

『 小規模企業共済、倒産防止共済制度 』

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した中小企業への支援策として、中小企業基盤整備機構では、共済加入者の方々に対し以下の支援を行っております。

（1）小規模企業共済制度にご加入の方

○災害時貸付

本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金の貸付を行っております。

（融資限度額 2,000万円に引き上げ、直接罹災者については無利子）

【貸付に関するお問い合わせ先】

小規模企業共済融資課 03-3433-8811（代表）

○掛金の納付期限の延長等

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限を当面6か月延長するとともに、契約者貸付の償還期間を当面6か月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除しております。

また、被災共済契約者の共済金の支払いを円滑にするため、手続きの迅速化を図っております。

（2）倒産防止（経営セーフティ）共済制度にご加入の方

○共済金貸付、一時貸付制度

取引先事業所が倒産し、売掛債権等が回収困難となった場合に、「回収困難となった売掛債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額」のいずれか少ない額の貸付が無担保・無保証人・無利子で受けられます。

また、臨時に事業資金を必要とする場合には、「一時貸付金」の制度もございます。

○掛金の納付期限の延長等

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について当面6か月延長するとともに、貸付金の償還期限について当面6か月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除しております。

●お問い合わせ先：中小企業基盤整備機構（共済相談室）

電話：050-5541-7171（平日9時～19時、土曜10時～15時）

地震災害に係る相談窓口一覧

●東北地方太平洋沖地震に関する特別相談窓口

(株)日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）	0120-154-505
(株)商工組合中央金庫	0120-079-366
千葉県（商工労働部経営支援課）	043-223-2707
千葉県信用保証協会（本店）	043-221-8111
習志野市（市民経済部商工振興課）	047-451-7755（直通）

●融資に関するご相談

(株)日本政策金融公庫（船橋支店）	047-433-8252
(株)商工組合中央金庫（千葉支店）	043-248-2345
千葉県（商工労働部経営支援課金融支援室）	043-223-2786
千葉県信用保証協会（本店）	043-221-8111
習志野市（市民経済部商工振興課）	047-451-7755（直通）

●各種制度に関するご相談

関東経済産業局（中小企業金融課）	048-600-0425
中小企業庁（金融課）	03-3501-2876
千葉県労働局（職業対策課）	043-221-4391
ハローワーク船橋	047-431-8287
(独) 中小企業基盤整備機構（共済相談室）	050-5541-7171

< 東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口 >

習志野商工会議所

習志野市津田沼 4-11-14

電話：047-452-6700/FAX：047-452-6744